

消防署の組織及び事務分掌に関する規程の一部を  
改正する訓令をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市消防長 内藤 浩幸

## 野田市消防本部訓令第2号

### 消防署の組織及び事務分掌に関する規程の一部を改正する訓令

消防署の組織及び事務分掌に関する規程（昭和62年野田市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを削り、同条及び第7条を次のように改める。

（職員）

第6条 署に次の職員を置く。

消防吏員

事務吏員

（職）

第7条 署に署長及び副署長を、分署に分署長を、出張所に所長を、署、分署及び出張所の係に係長を置く。

2 必要に応じて署、分署及び出張所に副主幹を、係に主任主査、主査、主任主事、主事及び主事補を置くことができる。

3 署長、副署長及び分署長は消防司令長の階級にある者又は事務吏員を、出張所長、副主幹、係長及び主任主査は消防司令の階級にある者又は事務吏員をもって充てる。

4 主査は消防司令補の階級にある者又は事務吏員を、主任主事は消防士長若しくは消防副士長の階級にある者又は事務吏員を、主事及び主事補は消防士の階級にある者又は事務吏員をもって充てる。

第8条に次の1項を加える。

6 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて特定業務を処理する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。